

民間障害福祉施設整備借入償還金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内利用者の需要に応える施設福祉サービスの供給の確保を図るため、社会福祉法人等が行う民間障害福祉施設整備に係る借入の償還金に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等とは、障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「整備要綱」という。）第3条の表中、エ欄の設置者に掲げる法人をいう。
- (2) 民間障害福祉施設とは、整備要綱第2条第1項の表に掲げる施設をいう。
- (3) 施設整備とは、整備要綱第2条第2項各号の表に掲げる整備区分をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、県が整備要綱に基づき障害福祉施設等施設整備費補助金の交付の決定をした施設整備のための借入金（以下「対象借入金」という。）の償還に要する次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構からの借入に係る約定返済元金
- (2) 独立行政法人福祉医療機構からの借入に係る約定返済利子
- (3) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会からの借入に係る約定返済元金

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる経費等については、補助の対象としない。

- (1) 整備要綱第3条第2項に定める費用に係る借入金の償還に要する経費
- (2) 前項各号に掲げるもののうち、繰上償還元金及び延滞利子
- (3) 対象借入金に係る施設が休止しているか又は廃止された場合の対象借入金
- (4) 同一箇所に係る整備が複数なされた場合の対象借入金

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、別記に掲げる式により算出した補助対象額の2分の1を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による民間障害福祉施設整備借入償還金補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、当該申請年度に係る対象借入金の初回償還期日の前月末日から15日間を遡った日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 償還約定表又は、これが未達の場合にあつては償還計画表
- (2) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (3) 資金の借入等を証する書類
- (4) 経費の配分等を確認するための書類
- (5) その他、整備の内容を確認するための書類等

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 代表者又は役員のうち暴対法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金に係る経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、交付申請の時点で償還約定表が未達だったものに係る3%未満の変更については、この限りでない。
- (2) 補助金に係る償還を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金に係る施設整備を行った施設が第3条第4項に該当することとなった場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助金に係る償還が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は償還の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、民間障害福祉施設整備借入償還金補助金変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、民間障害福祉施設整備借入償還金補助金実績報告書(第4号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 償還元金及び償還利子に係る報告書
- (2) 収支決算書又は収支を証する書類

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、法人所在地、法人名又は代表者を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後の交付申請より適用する。

(旧要綱の廃止)

2 附則1の施行日をもって、民間障害福祉施設整備借入償還金補助金交付要綱(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

(補助対象施設及び補助率に係る経過措置)

3 前条に定める施行日より前の要綱に基づいて本補助金を受けている対象借入金に係る補助は、なお、従前の例による。

別記（第4条関係）

（変数の定義）

- 1 補助対象経費とは、第3条第1項各号に規定する補助対象経費の当該年度に係る合計額をいう。
- 2 総事業費とは、当該申請に係る整備に要した事業費の総額をいい、補助対象外費用を含むものとする。
- 3 対象事業費とは、整備要綱第4条のアで算出した額をいう。
- 4 整備補助金等とは、当該申請に係る整備に際して取得した補助金及び寄付金並びに、その他の別に用意された金銭であって、要綱又は要領若しくは金銭消費貸借契約等により用途が定められているものをいう。
- 5 対象整備補助金等とは、前記4に規定する整備補助金等のうち、本補助金が対象とする整備に用途が定められたものをいい、整備要綱に基づく補助金を含むものとする。

（算出式）

$$\begin{aligned} \text{補助対象額} &= \text{補助対象経費} \\ &\quad \times (\text{対象事業費} - \text{対象整備補助金等}) \\ &\quad \div (\text{総事業費} - \text{整備補助金等}) \end{aligned}$$

第1号様式（第5条関係）

（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

民間障害福祉施設整備借入償還金補助金交付申請書

平成 年度民間障害福祉施設整備借入償還金補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 目的及び内容

2 着手及び完了の予定期日

3 交付申請額

円

4 交付申請額の算出方法

5 経費の配分及び経費の使用方法

第2号様式（第5条関係）

（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在の役員

役職名	氏名 (漢字)	氏名のカナ (半角カナ)	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 M(男)・ F(女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

※ カは半角で、元号はアルファベットで、年月日はそれぞれ二桁で記入すること。

※ 性別はM・Fのいずれかで記入すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人名
所在地
代表者氏名

印

第3号様式（第8条関係）

（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
法人名
代表者名 印

民間障害福祉施設整備借入償還金補助金変更（中止・廃止）申請書

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた民間障害福祉施設整備借入償還金補助金に係る借入金償還の計画を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

事業内容	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（増減）交付申請額 円

3 変更（中止・廃止）の理由

第4号様式（第10条関係）

（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

民間障害福祉施設整備借入償還金補助金実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた民間障害福祉施設整備借入償還金補助金に係る借入金償還の実績を次のとおり報告します。

1 償還実績

2 収支実績